

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「都市計画局住宅政策担当局長」を「都市計画局住宅担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)